

双葉都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔双葉都市計画区域マスタープラン〕



双葉海水浴場

福 島 県

目 次

1	基本的事項	1
1)	対象区域	1
2)	目標年次	1
2	都市計画の目標	2
1)	都市の現状と課題	2
2)	都市づくりの理念	4
3)	当該都市計画区域の広域的位置づけ	6
4)	保全すべき環境や風土の特性	6
3	区域区分決定の有無	8
1)	区域区分の有無とその理由	8
4	土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	9
1)	主要用途の配置方針	9
2)	土地利用の方針	10
5	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	12
1)	交通施設	12
2)	下水道及び河川	14
6	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	15
1)	主要な市街地開発事業の決定の方針	15
7	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	16
1)	基本方針	16
2)	主要な公園緑地の配置方針	17
3)	実現のための具体の都市計画制度方針	18
4)	主要な公園緑地の確保目標	18

1 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、双葉郡双葉町の行政区域の一部により構成される約 3,942ha である。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
双葉都市計画区域	双葉郡双葉町	行政区域の一部	約 3,942ha
合 計	1 町		約 3,942ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次として定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域は、浜通りの中央部に位置し、いわき市から北に約 55km、宮城県仙台市から南に約 100km の圏域にあり、北は浪江町、南は大熊町に隣接した日常生活拠点として位置づけられる都市である。

西には三ツ森山や十万山などの阿武隈高地が連なり、麓から緩やかな丘陵地帯が東の海岸に向って延びている。

戦国時代には南の磐城氏と北の相馬氏の二大勢力争いに巻き込まれ、地域には多くの城跡が形成された。明治時代に国鉄常磐線が開通するまでは、旧新山町や旧長塚村を南北に貫く街道沿いに発展した農村が基本であったが、近年では大熊町に跨って建設された原子力発電所を中心とした双葉工業団地の整備や企業誘致が進み、歴史文化資源や自然環境を活用した観光産業など、多様性を持つ都市づくりが進められている。

現在では、通勤者の 20%以上が大熊町、10%以上が浪江町に流出しており、隣接都市への依存度が高くなっている。一方、通学者は双葉高校があるため隣接する浪江町及び大熊町それぞれから 10%以上の流入があるが、いわき市や浪江町へ 10%以上の流出が見られ、周辺都市とのつながりが非常に大きい。また、買い物などにおける周辺都市とのつながりが大きいいため、周辺都市との連携を強化しながら、質の高い生活空間の形成が求められている。特に、常磐自動車道とのアクセス機能の強化や、相双地域の生活圏拠点都市である原町市や相馬市と連携する一般国道 6 号や（一）広野小高線等の機能強化が必要である。

土地利用に関する現状と課題

本区域の人口は微減傾向で推移している中、高齢者の割合は福島県の平均を上回って推移しており、高齢者の増加が進行している。高齢社会に対応し、誰もが日常生活において安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが求められている。

市街地は、区域中央部に JR 双葉駅周辺や前田川及び一般国道 6 号に沿って形成されている。特に、駅東側に中心市街地として商業・業務機能が集積しており、都市計画道路が配置されている。

用途地域内には、北部の長塚第一・第二団地が既に形成されており、現在では南部において県住宅供給公社による新しい宅地分譲が行われている。また、隣接して双葉総合公園、双葉工業団地が整備され、生活空間と就業空間の分離が図られている。

用途地域内の土地利用は、比較的都市的な土地利用が進んでいるが、新しい市街地に隣接して未利用地が存在している。産業は、農業を主体としていたが、原子力発電所立地後は電源開発地域として第二次・三次産業へと推移しており、都市機能の変化が見受けられる。また、JR 双葉駅東側を中心として都市機能が集積していたが、近年は役場周辺での行政・文化・住宅等の機能集積による新たな市街地の形成が図られている。特に、通勤や通学、買い物などについては周辺都市とのつながりが非常に大きく、周辺都市との連携を強化しながら、質の高い生活空間の形成が求められている。

また、市街地外の土地利用の多くは、山林、農地等として利用されるなど豊かな自然が特色であり、優良農地を中心とした保全が求められている。

都市施設に関する現状と課題

本区域の道路網は、南北方向は中央部の一般国道 6 号、沿岸部の（一）広野小高線、山麓部の（主）いわき浪江線等が骨格を形成し、東西方向は一般国道 288 号を中心に（一）井手長塚線、（一）長塚請戸浪江線等が骨格的な道路網を構成している。本区域にインターチェンジの設置予定はないが、常磐自動車道の整備が進められており、開通後は利便性が大きく高まるものと期待される。

交通流動は南北方向が中心となっているが、幹線道路が少ないことから一般国道 6 号の交通混雑が見られる。また、中心市街地を南北に配置されている都市計画道路をはじめとして、市街地を形成する幹線道路の整備は遅れており、南北方向の交通機能の強化と都市内をネットワークする道路網の強化が課題である。

公共交通機関として、JR 常磐線が一般国道 6 号に平行して南北に縦貫し、中心市街地に JR 双葉駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行なわれており、特に本区域の下水道整備率・普及率は高くなっている。今後においても、継続的に生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道の整備促進が求められている。また、本区域内の河川は、比較的流路延長が短く、山間部の急流区間から市街地の緩流区間を流下し、太平洋に注いでいる。市街地や集落部を中心とした、住民が水辺に親しむことが出来る空間整備が求められている。

自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域には、西側に阿武隈高地の斜面緑地、東側に太平洋が広がり、丘陵から海に向けて河川が流れ、その流域の農地によって構成されている。

斜面の緑地は景観・環境面で貴重であるばかりでなく、崖崩れ防止等の防災面においても大きく寄与している。また農地は、緑豊かな田園景観を形成している。さらに、河川や海浜は、憩いやレジャー機能を提供するとともに潤いのある景観を提供している。

これらの山林や海岸などの自然環境や特徴ある景観や歴史を生かして、観光レクリエーション機能を強化し、自然体験型レクリエーション拠点とネットワークの形成による交流人口の増加を図り、都市の活力づくりを進めていくことが課題である。

さらにこれらの景観は、建物の高さなど周辺土地利用との調和が重要であり、周辺地区の良好な街並み景観、豊かな自然景観との調和について、今後もその維持が求められている。

2) 都市づくりの理念

「人と心がふれあう生活都市づくり」

- 幹線道路などの整備による周辺都市との連携強化
- 地域を支える新しい産業構造のもと、身近な生活環境の整備
- 歴史・文化・自然が一体となった自然的環境を活かしたまちづくり



双葉市街地（双葉町）

大規模な地形の形質変更に対する考え方

本区域における都市活力の形成に向けた都市基盤やレクリエーション基盤の整備にあたっては、現況の地形をできるだけ活用して行き、大規模な地形の形質変更はできるだけ避ける。なお、やむを得ず地形の形質変更を行う場合においても、周辺環境との調和を十分に図る。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は双葉町のみで構成され、市街地は隣接町の市街地と山林、農地等により隔てられているが、隣接する浪江町、大熊町との連携が大きく進んでいる。これらの都市との連携をより深めるため、一般国道 6 号等の浜通り軸や一般国道 288 号等の東西連携軸により連携・交流を図る一方、農地や山林等により分節化された現在の都市構造を、将来的にも維持する。

自然環境の保全に対する価値観

本区域の西側は阿武隈高地に連なる山林があり、また前田川に沿って農地が広がっており、東側は太平洋の海岸が広がっている。価値観の多様化や地球環境問題等に対応して、これらの自然的環境を後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本とする。

人口配置の考え方

用途地域は、現在の人口密度から新たに人口を受け入れる余力がある。一方、将来人口動向は人口増加が見込めない状況であるため、無秩序な市街地拡大防止の観点から、区域外からの転入や区域内での移動は、原則として用途地域において受け入れる。また、周辺集落とのバランスを考慮した配置とする。

市街地の適正規模に関する考え方

本区域では、原則として用途地域の拡大は行わず、農地や山林等により分節化された現在の都市構造を、将来的にも維持する。なお、人口確保の視点における宅地化などの都市機能強化のために必要となる土地利用については、関係機関との協議を図りながら、周辺の自然環境との調和に配慮して適切な規模での配置を行う。

郊外部に位置する既存集落については、引き続きその良好な環境の形成を図る。

農地・農業に関する考え方

農地は、農業基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持・管理する機能、郷土景観の提供、農業を活かした交流の育成等、様々な役割を果たすものである。このため、今後とも農地としての土地利用に位置づけることを基本とする。

土地利用整序の考え方

本区域においては、現在の生活空間と就業空間の分離が図られた良好な土地利用を継続するため、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画等の適用を検討する。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

災害については、救援・消防活動を支える地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進するとともに、市街地建築物の耐震化・耐火化等を進める。また、災害に関する情報の提供等により防災意識を高めていく。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

道路などの交通施設や公園、下水道などの都市施設については、市街地での重点的な整備・配置を行うものであるが、本区域に点在する集落地での人口集積を勘案して、集落地における適切な配置・整備とともに、市街地と集落地を連絡する道路網の確立に努める。

また、広域化する様々な都市活動に対応して、周辺市町村との連携を強化する道路や広域圏の役割分担に応じて必要とされる都市施設を整備する。

なお、都市施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、浜通り地方の中央部に位置し、副次拠点都市である浪江都市計画域と富岡都市計画区域に挟まれた日常生活拠点として位置づけられ、広域連携による都市機能の強化を図っていく。

今後とも進展が予想される高齢社会に対応して、人にやさしい都市環境を整備するとともに、道路や下水道等の生活基盤の整備を進め、高齢者をはじめとした誰もが安全かつ快適に暮らしていける都市づくりを進める。

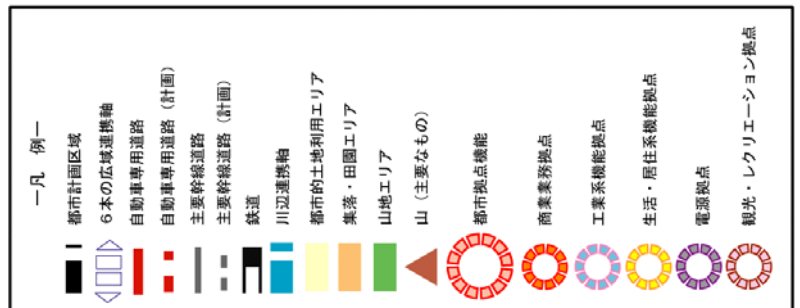
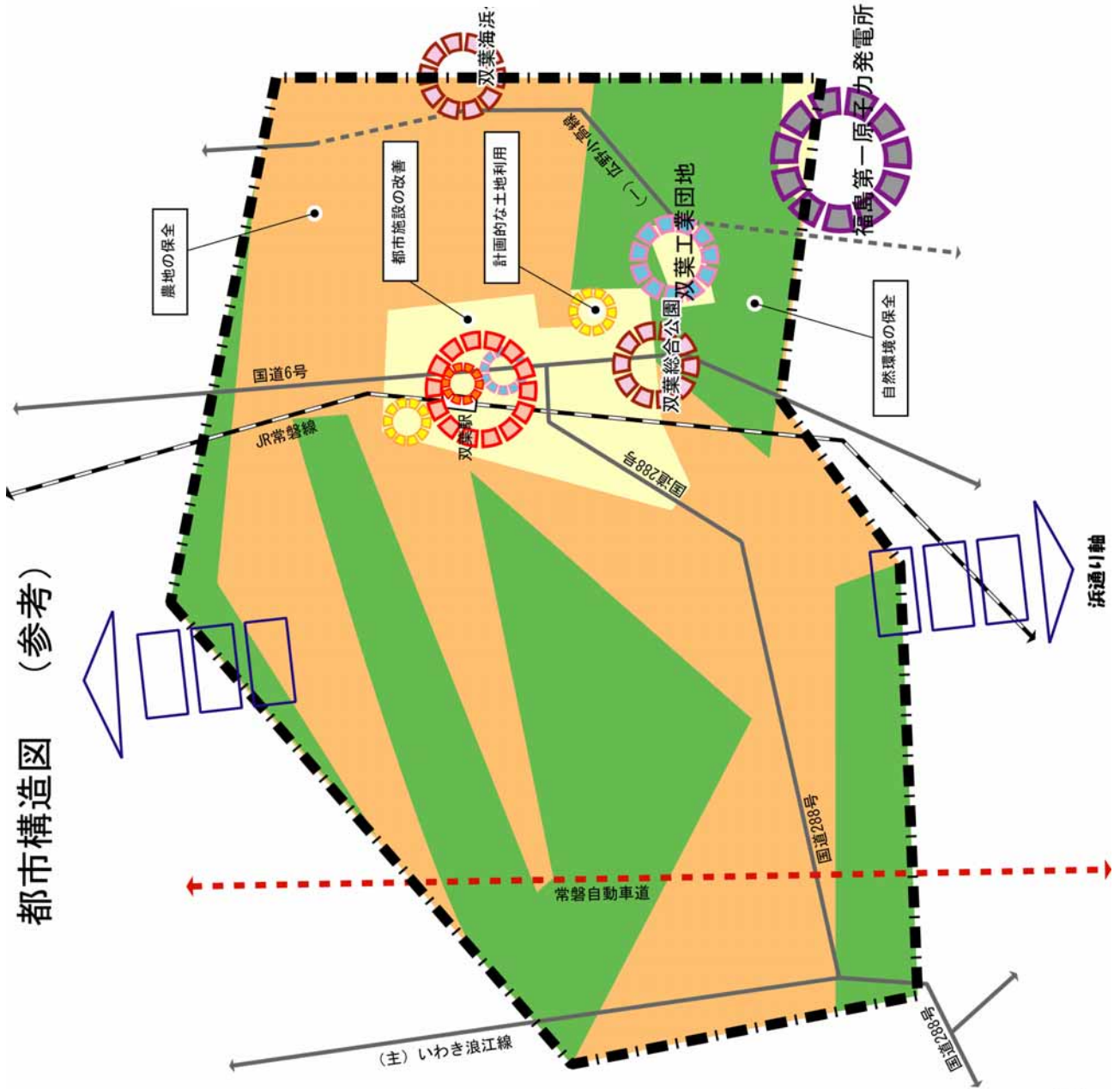
また、森林、海、川などの豊かな自然や様々な歴史的資源を都市づくりの資源として保全・活用し、特色ある都市づくりを進める。

4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域には、東日本を代表する古墳時代末期の壁画がある清戸迫装飾横穴墓や、鎌倉時代後期の新山城跡等の歴史的な資源が市街地に隣接して位置している。また、海岸部には、海岸段丘、双葉海岸の砂浜と防潮林が織りなす自然景観が形成されている。さらに、市街地を通り西から東に流れる前田川は良好な河川景観を形成し、西側の山林は、水源涵養、崖崩れの防止等多様な機能を有している。

これらは、本区域特有の環境や風土であり、今後ともこの自然環境の保全を図る。

都市構造図 (参考)



3 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、双葉町の行政区域の大部分、特に海岸沿いの平野部はすべて都市計画区域に含まれており、市街地はその中心に位置している。本区域と周辺都市計画区域との間には農地や丘陵樹林地が広がっており、他都市から市街地が連担する可能性は低い。

本区域の人口は、平成 12 年において約 7.6 千人であり、平成 2 年から平成 12 年にかけて人口が減少している。将来においても大きな伸びは予測されず、現在の用途地域の範囲を越える宅地需要は見込まれない。

経済的な見通しでは、常磐自動車道の整備が進められており、その完成によりインターチェンジ周辺における工業・流通機能を中心とする産業立地の可能性が高まると考えられる。しかし、本区域はインターチェンジから離れているほか、開発圧力を計画的に整備された居住基盤や産業基盤へ適正に誘導していくものとしている。その他の郊外の農地・自然について積極的に保全することは必要であるが、将来の見通しから今後とも広範囲に開発圧力が高くなる可能性はないと判断される。

土地利用の状況は、用途地域が指定されている地域に市街地が形成されている。そのため、都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低いと判断される。

山林・河川・海岸の自然環境、農業生産環境が存在するが、その山林、農地の多くは、地域森林計画対象民有林や農振農用地区域等の他法の土地利用規制が及んでいることから、都市計画上土地利用を制限する必要性は低いと判断される。

また、地域住民から区域区分を定めて欲しいという要望は現時点ではない。

以上の理由により、双葉都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

商業・業務地（商業系）

JR 双葉駅東側と新山の既存商業地を町の中心的な商業・業務地として位置づけ、商業環境の整備とあわせて、最寄り品販売を中心とする商業機能の強化を図る。

工業・流通業務地（工業系）

整備された双葉工業団地の工業生産環境を維持するとともに、適正な施設立地の誘導を図る。また、一般国道 6 号沿道を工業・流通業務地として位置づけ、沿道土地利用を誘導していく。

なお、既に電子力発電所が立地している本区域の南東部の沿岸地域については、電源拠点として位置づける。

住宅地（住居系）

JR 双葉駅の周辺や前田川沿い等に形成されている市街地は、戸建て住宅を中心とする住宅地として位置づけ、土地区画整理事業等の面的基盤整備や地区計画及び建築協定等の適切な建築物の規制誘導施策の適用等により、良好な住宅地環境を育成する。

また、既に整備された市街地北部の長塚第一・第二団地、市街地南部のふたばパークヒルズなどの住宅地については、住宅地として位置づけ、引き続き良好な居住環境を確保した維持を図る。

2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

JR 双葉駅西側地区等の低未利用地を多く残す市街地は、良好な住宅地環境の育成を図る。居住水準の向上と居住環境の改善を図るため、安心で安全に暮らせる質の高い住宅の供給に努める。特に、整備された住宅地は、純化した土地利用の維持を図る。また、老朽住宅の建て替えを促進し、安全で良好な居住空間の確保を図る。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は都市に潤いを与え、豊かな生活を育む景観や環境を形成している。清戸迫装飾横穴墓及び新山城跡は、緑地と一体となった本区域の貴重な歴史的資源であり、適切な緑地の保全・育成に努める。

優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、原則として無秩序な市街地拡大を抑制し、今後とも保全していくことを基本とする。また、市街地の周辺に位置する農地は、都市環境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な里山景観として位置づけ、適切な保全を図る。

なお、既存集落の維持にあたっては、優良な農地との調和を考慮した適切な土地利用を図る。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

斜面の緑地は、本区域における重要な環境資源であるだけでなく、土砂災害等の抑止機能も有していることから、その環境の保全を図る。また、前田川などの河川については、水質保全や河川環境の美化に努め、親水空間として活用できる環境を育成する。

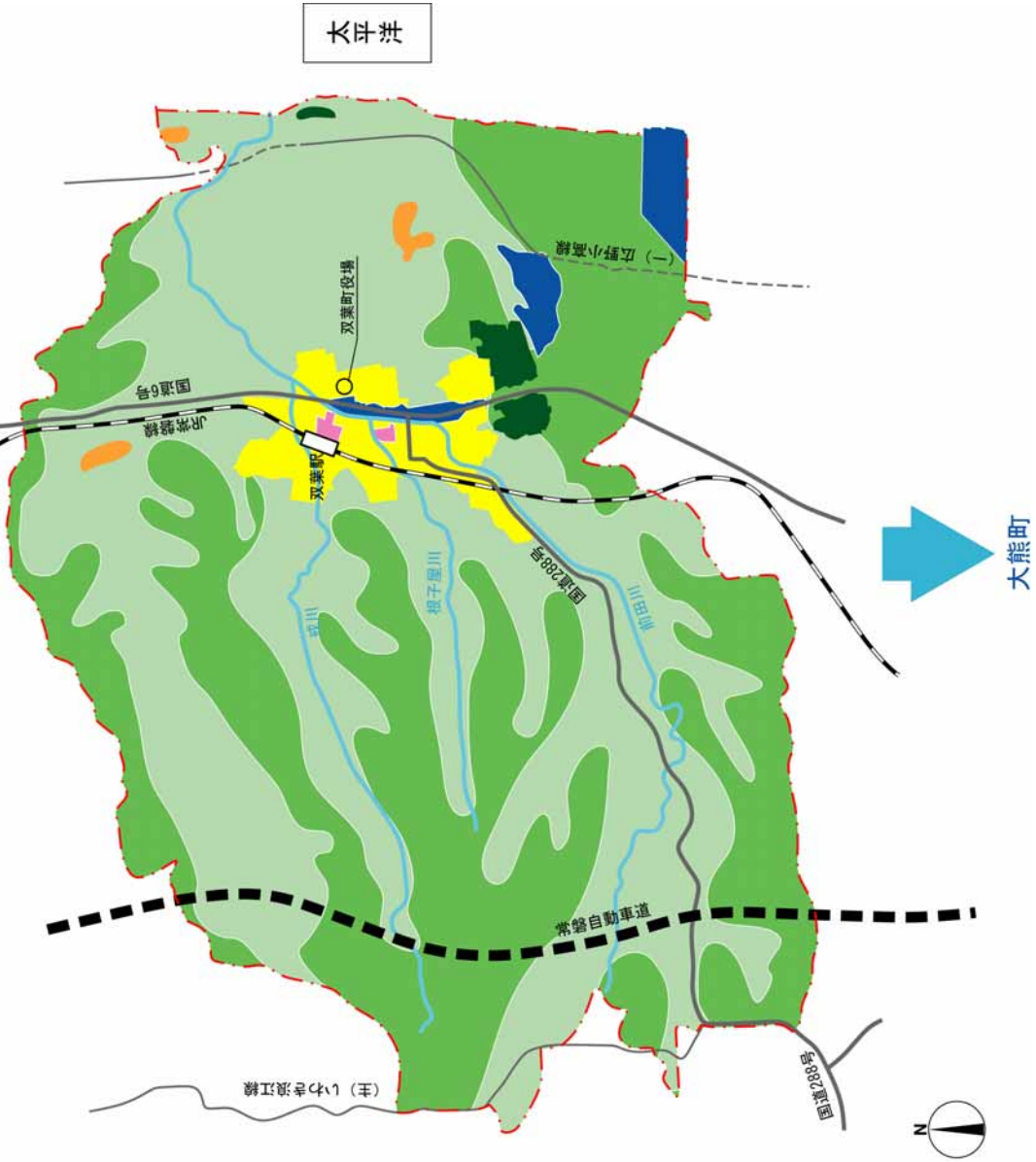
計画的な土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

なお、市街地外の既存集落地については、下水道や道路等の生活基盤の整備を進め、周辺の森林や農地と調和した居住環境を育成する。また、優良な田園居住を実現するため一定の開発を容認する地区については、農業環境との調和に配慮しつつ適切な土地利用を誘導する。

土地利用方針図 (参考)

浪江町



大熊町



一凡 例一	
	都市計画区域
	市町村界
	県庁・合同庁舎・市役所・役場
	自動車専用道路
	自動車専用道路 (計画)
	国道 (計画)
	国道 (計画)
	主要地方道等
	主要地方道等 (計画)
	鉄道
	河川
	住居系市街地
	商業系市街地
	工業系市街地
	集落
	優良な農地
	その他自然
	都市基幹公園
	山 (主要なもの)

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。
施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、南北方向は中央部に一般国道 6 号、沿岸部の(一)広野小高線、山麓部の(主)いわき浪江線等が骨格を形成し、東西方向は一般国道 288 号を中心に(一)井手長塚線、(一)長塚請戸浪江線等が骨格的な道路網を構成している。本区域にインターチェンジの設置予定はないが、常磐自動車道の整備が進められており、開通後は利便性が大きく高まるものと期待される。

中心市街地に配置されている(都)町寺内前線や(都)町広町線は、交通安全対策が施されているが既定の幅員が確保されていないため、歩道が狭くなっている。

交通流動は南北方向が中心となっているが、多くの交通をさばく幹線道路が少ないため、一般国道 6 号の交通混雑が見られる。また、市街地を支える幹線道路の整備は遅れており、南北方向の交通機能の強化と都市内をネットワークする道路網の強化が課題である。

公共交通機関として、JR 常磐線が一般国道 6 号に平行して南北に縦貫し、中心市街地に JR 双葉駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

また、これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

以上の状況を踏まえて、本区域における交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を図るものとする。

広域的な連携軸の強化

高速道路は、南北の骨格連携軸となる重要な路線であり、都市機能充実のためにも常磐自動車道の整備を促進する。また、一般国道 6 号の機能強化、一般国道 6 号を補完する(主)いわき浪江線と(一)広野小高線を南北の連携軸として位置づけ、一般国道 288 号を東西方向の広域連携軸として位置づける。

交通結節機能の強化

東京と仙台を結ぶ JR 常磐線を鉄道網として位置づけるとともに、JR 双葉駅を中心とした自動車・公共交通機関などとの適正な機関分担を促進し、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立する。特に、駅と骨格となる幹線道路の連携を図るとともに、JR 双葉駅西地区の利便性向上や低未利用地の利用促進を図るため、駅西地区の整備により鉄道と連携した市街地を形成する。また、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保などにより、安全で快適な道路整備を図る。

人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院などの公共施設を中心にユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

主要な施設の配置の方針

ア 道路

高規格幹線道路

東京と仙台を連絡し南北に縦断する常磐自動車道を高規格幹線道路として位置づけ、早期の整備を促進する。

主要幹線道路

南北方向の主要な道路である一般国道 6 号及び一般国道 6 号を補完する(主)いわき浪江線と(一)広野小高線を南北の連携軸として位置づけ、浜街道を構成する(一)広野小高線の整備を図る。

また、東西方向の主要な道路である一般国道 288 号を主要幹線道路として位置づけ、アクセス機能の強化を図り、広域連携軸としての機能を確保する。

幹線道路

南北方向の主要幹線道路を東西に連絡する(一)井手長塚線を幹線道路として位置づけ、未改良区間の整備を進める。また、市街地南縁において一般国道 288 号から双葉工業団地を連絡する(町)山田郡山線(環状線)を東西幹線道路として位置づけ、未整備区間を整備する。

一方、JR 双葉駅西地区の利便性向上や用途地域内の低未利用地の利用促進を図るため、駅西地区の整備を図り、鉄道と連携した市街地の形成に資する都市施設の配置を行う。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な路線については、以下のとおりとする。

【道路】

市町村名	路線名	備考
双葉町	(都)富岡浪江線	常磐自動車道(自動車専用道路)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

2) 下水道及び河川

基本方針

ア 下水道整備の方針

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行なわれている。生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を促進する。

イ 河川整備の方針

町内には前田川、中田川、戒川、根小屋川、松迫川が流れており、河川の改修が行われている。今後とも、洪水などの災害履歴等を考慮して、災害発生の危険性等を総合的に判断し、河川改修を進める。また、河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

主要な施設の配置方針

ア 下水道

市街地を中心として下水道を配置し、公共下水道計画区域における事業認可区域の整備を促進するとともに、市街地における事業認可区域の拡大を図る。

イ 河川

本区域の市街地に隣接する前田川や戒川、根小屋川等が流下している。河川改修計画に基づき、景観や親水性などの河川環境に配慮しながら、必要な治水施設の整備を行う。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア 下水道

種 別		名 称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	双葉町公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、市街地の空き地を有効活用した住宅供給の促進や、狭隘な道路の解消等による安全性の向上に寄与する事業を検討する。

7 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

自然環境の整備及び保全の必要性

本区域には、西側に阿武隈高地の斜面緑地、東側には太平洋が広がり、丘陵から海に向けて前田川などの河川が流れ、その流域の農地によって構成されている。

斜面の緑地は景観・環境面で貴重であるばかりでなく、崖崩れ防止等の防災面においても大きく寄与している。また農地は、緑豊かな田園景観を形成している。さらに、河川や海浜は、憩いやレジャー機能を提供するとともに、潤いのある景観を提供している。

このように、本区域の自然環境は住民の生活等において重要な役割を果たしており、今後ともこの良好な自然環境の保全・活用を図る必要がある。

なお、必要に応じて建物等の高さ制限により、市街地から地域のシンボルが眺めることができる空間を確保し、都市として良好な自然的環境の維持、形成を図ることを基本とする。



前田川と桜（双葉町）

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

本区域の樹林地や河川については、今後とも都市の自然環境の根幹をなす緑地として、保全していく。特に、区域西側に広がる緑地は、水源の涵養、斜面崩壊防止等の県土の保全に寄与しており、今後ともその保全を図る。また、海岸部の海岸段丘及び防潮林の保全を図るとともに、前田川、戒川、根小屋川等の河川改修にあたっては、自然環境の保全・調和を図る。

レクリエーション系統の配置方針

レクリエーション系統の公園緑地の配置方針は、身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。なお、本区域の広域性、多極性及び地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

また都市基幹公園は、総合公園や双葉海浜公園周辺をスポーツ・レクリエーション需要に対応する拠点として位置づけ、その整備と環境の保全を図る。

防災系統の配置方針

救援・消防活動を支える地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進する。また、崖崩れの危険性の高い箇所は、斜面周辺の緑地を保全するとともに、自然環境と調和する整備を推進し、崖崩れを未然に防止する。

景観構成系統の配置方針

山並み景観の保全、海岸部の松を中心とした植生の保全、農地の保全により、双葉町らしい自然景観を保全・育成する。

また、前田川、戒川、根小屋川等の河川の景観保全と沿岸の緑化等に取り組み、水辺景観の保全・形成を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

公園緑地等の配置方針及び整備目標

主要緑地の配置の方針を踏まえ、住区基幹公園や都市基幹公園の配置を定めるとともに、必要に応じ風致地区、緑地保全地区の指定によって緑の積極的な保全と活用を進める。

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

公園の種別	配置方針の概要
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用出来るよう確保を図る。特に、一部整備が進んでいる双葉総合公園は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場となり、防災の拠点ともなる整備を促進する。

緑地保全地区等の指定方針及び指定目標

優れた自然環境を有し、景観の面からも重要な緑地である前田川沿いの緑地や、双葉海岸の周辺の緑地などについては、風致地区の指定を検討し、保全に努めていく。

4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に整備又は指定することを予定する主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

市町名	種別	名称
双葉町	総合公園	双葉総合公園

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない